義務化の撤回」求める システム参加

報酬改定も正式に告示された。

ルサイトへの登録や機器

の申込を募ってきたのは

て、義務化に対応できな

療養担当規則が示しているポイント

1. 2023年4月から資格確認システム参加を原則義務

【4月から求められること】

- マイナ保険証を持参する患者にはオンライン 資格確認システムを用いる
- システム対応していることを院内掲示する、
- 2. 紙レセプト請求の医療機関のみ義務化の対象外

に対応をできない医療機関は「個別指導」の対象とな り「指定取消」になることも厚労省は示唆

療養担当規則の答申書附帯意見

- 関係者それぞれが令和5年4月からのオンライン資格確認の導 入の原則義務化に向けて取組を加速させること。 その上で、 地域医療に支障を生 じる等、やむを得ない場合の必要な対応に め、検討を行うこと。
- オンライン資格確認を医療 DX の基盤として、今後、患者の同 意の下でいかすことができる患者の健康・医療情報が拡大し、 らに安心・安全でより良い医療が受けられる環境が整備されてい くということが、患者・国民に広く浸透するよう、関係者が連携 して周知を図っていくこと。

り、開業医の権利を不当 然性の議論が皆無であ

に侵害する問題などを指

では、十月にシンポジウ

ムの開催を予定してお

こととしたのはこのよう

な背景からである。 協会

患者にはオンライン資格 マイナ保険証を持参する

確認システムを用いるこ

見」を引き続き推奨する

の申請期限なども考慮し

つつ「十二月までは様子

請を提出。保険医療機関 回、「義務化」の撤回要 た「療担」への抗議と撤 等に「義務化」を規定し

に「義務化」を強いる必

要請していくことや、十二月までは「様子見」を 推奨するなど、今後の協会の取組方針を紹介する。 今後修正が見込まれることから「義務化」撤回を のシステムへの参加を「来年四月から原則義務化」 報を紹介するとともに、協会は「療担」の内容に とする等の療養担当規則(以下、「療担」と略す) を発令した。 本紙では政府・厚労省等から発表されている情 十月一日からの「マイナ保険証」提示時の診療

九月五日、加藤厚労大臣はオンライン資格確認

医療機関に対してポータ 認システムへの参加を 書簡や架電により資格確 「義務化」であるとし、 八月中旬から厚労省は は会員からの声と、厚労 省等の説明などを総合的 など様々な声が寄せられ 事態に対し協会には会員 てきている。 から困惑、義憤、相談、 八月度の協会理事会で

に検討。コロナ禍に加え 認等システムの導入義務 八月下旬より「資格確

化に反対」としており、 始。圧倒的多数が「義務 関における取組み事例 今後、開業医現場の声と する会員アンケートを開 や「義務化の評価」に関 化」について、医療機 して対外発表していく予 う」とし、「療担」の内 必要な対応について、そ ど、やむを得ない場合の の期限も含め検討を行

は次のとおり。

際に、示されていた概要

「療担」改悪を答申した

中医協が八月十日に

相、厚労相、中医協会長 また九月五日には、 ステム参加状況次第で、 る (図2)。 医療界のシ を得ないことを認めてい 容は修正が見込まれてい 四月義務化は変更せざる 三年四月から資格確認シ (1) 原則として二〇二

定である。

ている会員には、補助金 これから申込を検討し (3) 設備補助金を引上 医療機関のみ義務化の対 (2) 紙レセプト請求の ステム参加を義務

として、来年四月より① げし期間を十二月まで延 このうち(1)の詳細

◆義務化「撤回」 を各方面に要

ば指導・指定取消ま

で

ることとし、会員には上

義務化」の撤回を求め

や指定取消まで示唆する

い医療機関には個別指導

政府・厚労省に対して

◆10月15日に「義

拠にしたものだ。唐突な 「療担」の変更予定を根

の主な取り組みは次のと ることとした。これまで り「様子見」を呼び掛け 一月まではこれまでどお

り「年末頃に導入の状況 「療担」改定案を答申し について点検を行い、地 域医療に支障を生じるな 、際に意見を附帯してお 八月十日、中医協は

かった。 ◆義務化の中身は

務化シンポジ 連4・5頁) ウム」を開催(関

は一切説明がなかった。 義務化の詳細も説明がな 務化」の必然性について 療機関に対し、「義務化 事情があるのかなど「義 によらなければならない しかしながら、保険医

を求める署名の協力を求 めているところである。 よう依頼が繰り返されて システムへの申込を急ぐ る』医療DXの基盤とな 質の高い医療を提供す の中では「オンライン資 る仕組み」と解説がされ、 格確認は『安心・安全で

発行所 埼玉県保険医協会

〒 330-0074 さいたま市浦和区北浦和 048(824)7130 048(824)7547 発行人 山崎利彦 会員の購読料は会費に含まれ



主な記事

3面…COVID—19請求情報、 代理事長・父の記憶」 代理事長・父の記憶」 7面…オンライン資格確認(1面続き)6面…10月からの75歳以上窓口負担 4・5面…創立50周年事業紹介

初

ら三師会との合同説明会

に掲載 折込みチラシ 関連は七面と

回」「保険証廃止の撤回」 ステム参加の義務化撤 医会員には「資格確認シ 書を提出した。現在開業

れた厚労省と日医、日歯

八月二十四日に開催さ

回に尽力」を求める要望

◆義務化の必然性

図 1 。

会と県歯科医師会に「撤

断されたい。

九月一日には、県医師

り、こちらを見てから判

いることを院内掲示する と、②システム対応して

こと、が求められている

「こども医療費等の現物給付化説明会」 参加申込受付中

■配信方式

9月20日(火)正午より1カ月程度オンデマンド方式

■参加方法

事前申込みが必要 8月末に会員に封書で案内を送付してます。 同封のチラシをご覧いただき、協会ホームページよりお申し込 みください。

- ■配信開始の9月20日(火)より視聴を希望される場合 9月15日(木)の日付までにお申込みください。9月16日(金) までにメールをお送りします。
- 9月16日(金)以降のお申込みの場合 9月16日(金)にご案内ができません。ご了承ください。ただ し、動画配信期間は1カ月程度ありますので、9月20日以降も 配信期間中は、いつでもお申し込みいただけます。

10月1日 こども医療費 県内現物給付化開始

10月1日から、こども医療費助成制度の受給者証の提示があれば、県内すべ ての医療機関で現物給付が適用され、患者の窓口負担なし、医療機関は公費併 用レセプトで請求できる。これまで市町村内(一部拡大地域あり)で現物給付 とされており、協会の長年の要請が実現した。会員医療機関がスムーズに対応 できるよう、保険医協会は埼玉県と審査機関の協力を得て、県内唯一の説明会 を開催する。

○ 市町村ごとの拡大部分も適用

県の基準は小学校就業前だが、市町村ごとで独自 に拡大された部分も適用となるため、受給者証の確 認が必要となる。

○ 制度開始に伴い、新しい受給者証を交付

こども医療費は9月下旬に各市町村から患者に受給者証が交付される。